

7月15日(水)

後期高齢者医療保険料額 決定通知書を発送します

平成27年度分の後期高齢者医療保険料額決定通知書(保険料納入通知書)を7月15日(水)に発送します。納付方法は通知書を確認のうえ、納期内納付にご協力をお願いします。

国保年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

■対象

- 75歳以上の人
- 65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人

■発送日

7月15日(水)

■納付方法

納付方法は年金受給額などによって異なりますので、通知書で確認してください。

■年金天引き(特別徴収)の人

年金の年額が18万円以上の方は原則、年6回年金天引きになります。

4、6、8月分は、仮算定された保険料で天引きされますが、10月・翌年2月分は、確定した年間保険料額から仮算定の納付額を差し引いた額を3期に分けて年金天引きで納付します。

※年金天引きされている人でも、口座振替で納付することができます。詳しくは問い合わせください。

■保険料(年額)の算出方法

できない場合があります。年金天引き(特別徴収)ができないときは、後日普通徴収の納付書を送付します。

■個別納付(普通徴収)の人

年金の年額が18万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える人は年金天引きの対象にはなりません。同封してある納付書(普通徴収)で7月・翌年2月(計8期)まで、期限内に金融機関などで納付してください。また、口座振替で納付することもできます。

※国民健康保険税を口座振替で納付していた人でも、新たに手続きが必要になります。

■10月から年金天引き(特別徴収)になる人

通知書に添付されている納付書(普通徴収)で、7、8、9月の3期分を金融機関などで納付します。10、12、翌年2月分は、年金天引き(特別徴収)になります。

■その他

決定通知書で年金天引き(特別徴収)の納付案内をした人でも、事情により天引き

■8月1日に一斉更新 後期高齢者医療 被保険者証

7月中旬に、更新される被保険者証を被保険者に簡易書留郵便で郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。

■保険料の軽減措置

- ①均等割額：38,700円
- ②所得割額：基礎控除後の総所得金額×7.43%
- ③所得割額を軽減する人、基礎控除33万円を差し引いた額に所得割率をかけて算出する保険料
- ④均等割額の軽減
- ⑤世帯の総所得金額によって下表のとおり、均等割分の保険料が軽減されます。
- ⑥所得割額の軽減
- ⑦所得割を負担する人で、基礎控除33万円を差し引いた後の総所得金額などが58万円以下(年金収入で211万円以下)の被保険者は、所得割額が5割軽減されます。

■均等割額の軽減

軽減種類	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額など	軽減後の均等割額
9割軽減	均等割の8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得がない世帯	3,870円
8.5割軽減	33万円を超えない世帯	5,805円
5割軽減	33万円+26万円×被保険者数の金額を超えない世帯	1万9,350円
2割軽減	33万円+47万円×被保険者数の金額を超えない世帯	3万0,960円

※年金所得がある人は、総所得金額などから15万円が特別控除されます。

■国民年金保険料の免除や納付猶予など

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除になる「免除制度」や「納付猶予制度」を利用することができます。

申請先 国保年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

■種類

- ①全額免除 ②4分の3免除
- ③半額免除 ④4分の1免除
- ⑤若年者納付猶予
- ⑥学生納付特例
- ⑦保険料免除の承認期間
- ⑧4月・翌年3月まで
- ⑨7月・翌年6月まで
- ⑩4月・翌年3月まで

■対象

- ①④：「免除申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。
- ⑤：30歳未満の人に限り利用できます。
- ⑥：「免除申請者本人」、「申請者の配偶者」のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。
- ⑦：学生に限り利用できます。

■申込み

窓口で手続きをしてください。○印鑑(本人が署名するときには不要) ○今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し ○学生は、学生証または在学証明書 ○その他 前年度に全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も引き続き希望した人は、申請を行わなくても継続して審査を受けられます。なお、それ以外の人は申請が必要になります。詳しくは問い合わせください。

■戦没者等の「遺族の皆さまへ」

第十回特別弔慰金の支給が決定しました

第十回特別弔慰金については、遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額し、5年ごとに国債を交付することとしています。

■対象者

- 1 弔慰金受給権者
- 2 子
- 3 戦没者等と生計を共にし、氏を変えざる婚姻、養子縁組をしていない
 - ①父母 ②孫
 - ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4 順位1、2、3以外の
 - ①父母 ②孫
 - ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 ①葬祭を行った ②葬祭を行っていない

■支給内容

- 額面25万円
- 5年償還の記名国債
- 請求期間 平成30年4月2日まで
- ※この期間を過ぎると請求できません。
- 請求方法 請求者の状況により、提出書類が異なるため、詳しくは窓口にお問い合わせください。
- 請求先 国保年金課厚生班 ☎(93) 4192

70歳以上の国民健康保険加入者へ 高齢受給者証を発送します

現在、使用している国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。市では、8月1日から使用できる高齢受給者証を7月下旬に送付します。

なお、高齢受給者証が送付された人(70歳以上の人)は、医療機関などで受診するときに、「被保険者証」と一緒に「高齢受給者証」を提示することになります。

詳しくは問い合わせください。

■対象 70歳以上の国民健康保険加入者

国保年金課国保班 ☎(93) 4083